

(4) 自然環境の保全に関する法令に基づく区域又は地域の指定状況

1) 自然公園法に基づく自然公園

事業実施区域及びその周辺には、自然公園法に基づき指定された国立公園及び国定公園はない。

2) 北海道立自然公園条例に基づく北海道立自然公園の区域

事業実施区域及びその周辺には、北海道立自然公園条例に基づき指定された北海道立自然公園はない。

3) 自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域、自然環境保全地域

事業実施区域及びその周辺には、自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の指定地域はない。

4) 北海道自然環境等保全条例に基づく北海道自然環境保全地域

事業実施区域及びその周辺には、表 3-3-2-38 及び図 3-3-2-6 のとおり、北海道自然環境等保全条例に基づく環境緑地保護地区がある。

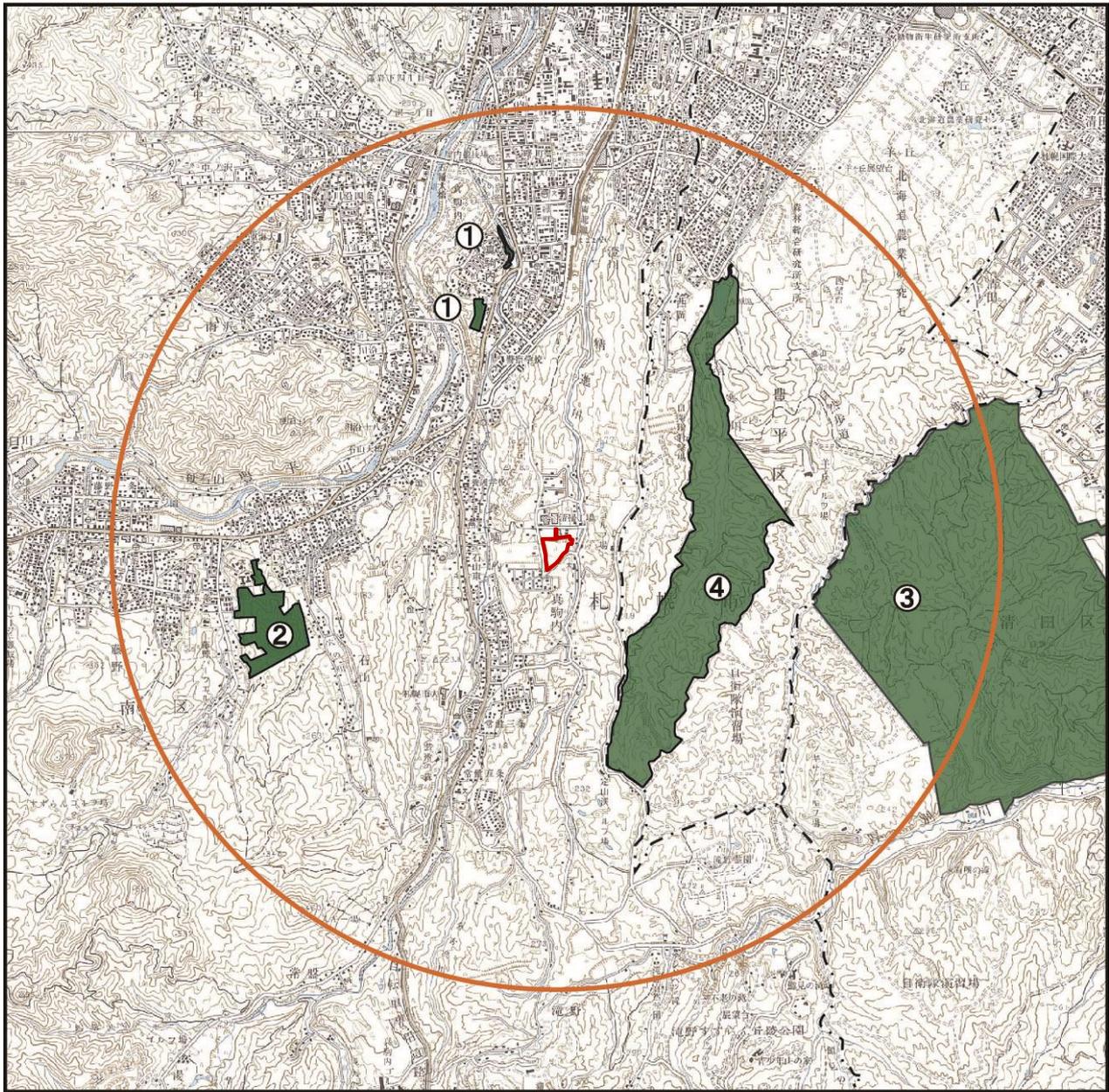
なお、北海道自然環境等保全条例に基づく道自然環境保全地域、自然景観保護地区、学術自然保護地区及び記念保護樹木はない。

表 3-3-2-38 事業実施区域及びその周辺における環境緑地保護地区

図中 番号	名称	面積(ha)	場所	特徴	指定日
①	柏ヶ丘 環境緑地保護地区	5.22	札幌市南区 真駒内 458 の 1 他	ミズナラ、コナラ、イタヤ 等の広葉樹林、野鳥	S47.3.1
②	藤の沢 環境緑地保護地区	37.81	札幌市南区 石山 567 他	ミズナラ、シナノキ等の 天然林、野鳥	S47.3.1
③	白旗山 環境緑地保護地区	1,148.33	札幌市清田区 有明 37 他	カラマツ、トドマツ等の 樹林地、野鳥	S47.3.1
④	西岡 環境緑地保護地区	383.77	札幌市豊平区 西岡地内の国有地他	ミズナラ、シナノキ等の 広葉樹天然林、野鳥、 西岡水源地	S47.3.25

注：図中番号は、図3-3-2-6に対応している。

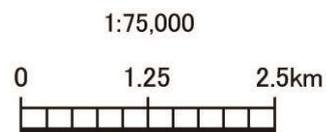
出典：北海道環境生活部「環境緑地保護地区一覧表」（平成23年4月）



凡 例	
	事業実施区域
	影響範囲（猛禽類及び生態系）
	区 界
	環境緑地保護地区
①	柏ヶ丘環境緑地保護地区
②	藤の沢環境緑地保護地区
③	白旗山環境緑地保護地区
④	西岡環境緑地保護地区

図 3-3-2-6
環境緑地保護地区位置図

注：この地図は、国土地理院発行の5万分の1地形図（札幌、石山）を縮小して使用したものである



出典：札幌市環境局みどりの推進部「札幌市公園緑地図」（平成23年4月）

5) 都市緑地法に基づく特別緑地保全地区

事業実施区域及びその周辺には、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区は存在しない。

6) 森林法に基づく保安林

事業実施区域及びその周辺には、表 3-3-2-39 及び図 3-3-2-7 に示す箇所には、森林法に基づく保安林の指定箇所がある。

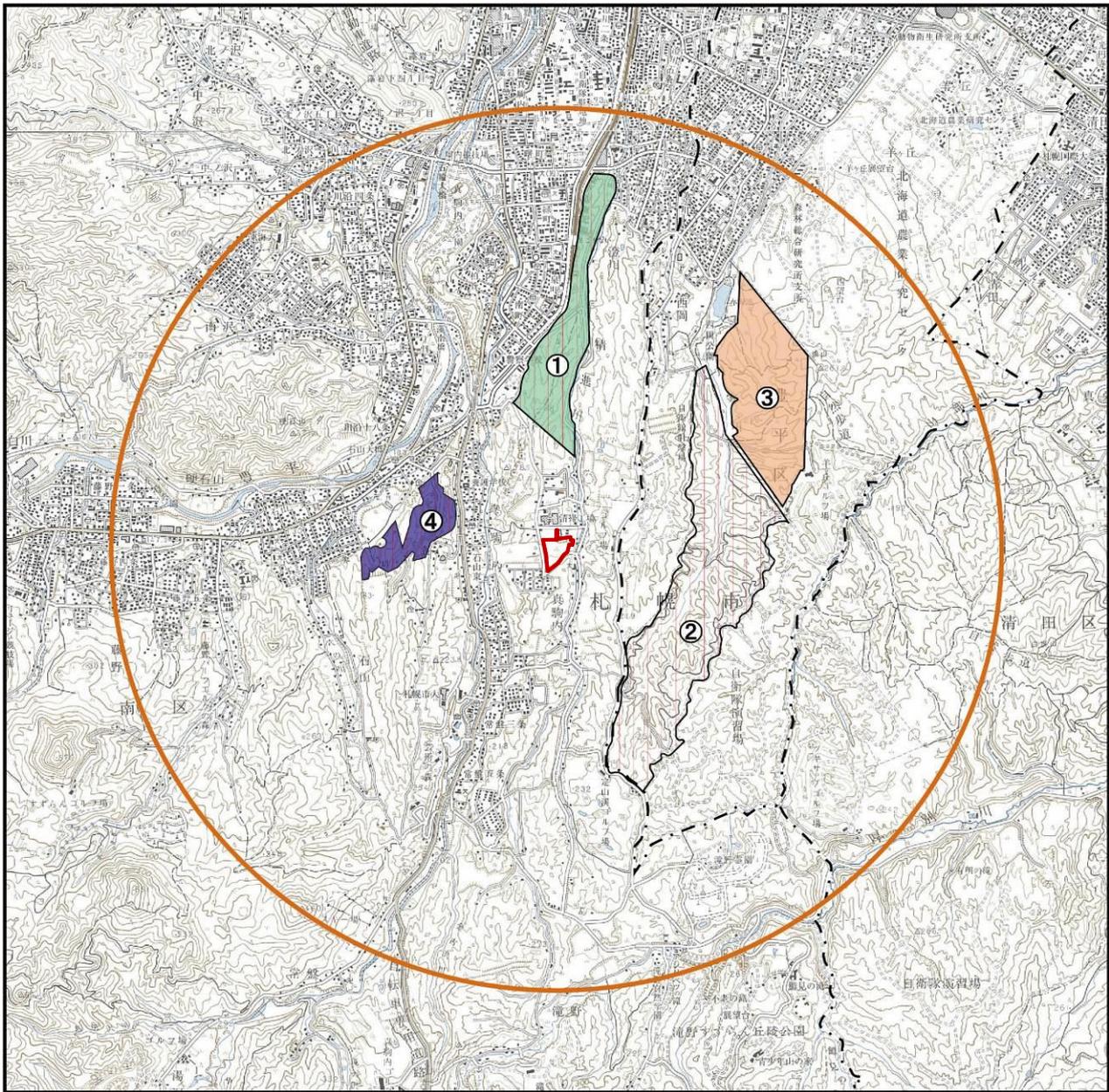
表 3-3-2-39 事業実施区域周辺における保安林

図中 番号	種類	場所
①	防風保安林 保健保安林	札幌市南区真駒内
②	保健保安林	札幌市豊平区西岡
③	水源涵養保安林	札幌市豊平区西岡
④	土砂流出防備保安林 保健保安林	札幌市南区石山

注：図中番号は、図3-3-2-7に対応している。

出典：札幌市環境局みどりの推進部

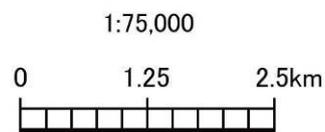
「札幌市の公園・緑地 平成28年度」(平成29年6月)



凡 例	
	事業実施区域
	影響範囲（猛禽類及び生態系）
	区 界
	① 防風保安林
	① ② ④ 保健保安林
	③ 水源涵養保安林
	④ 土砂流出防備保安林

図 3-3-2-7 保安林位置図

注：この地図は、国土地理院発行の5万分の1地形図（札幌、石山）を縮小して使用したものである



出典：札幌市環境局みどりの推進部「札幌市公園緑地図」（平成23年4月）

7) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区
事業実施区域及びその周辺には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区はない。

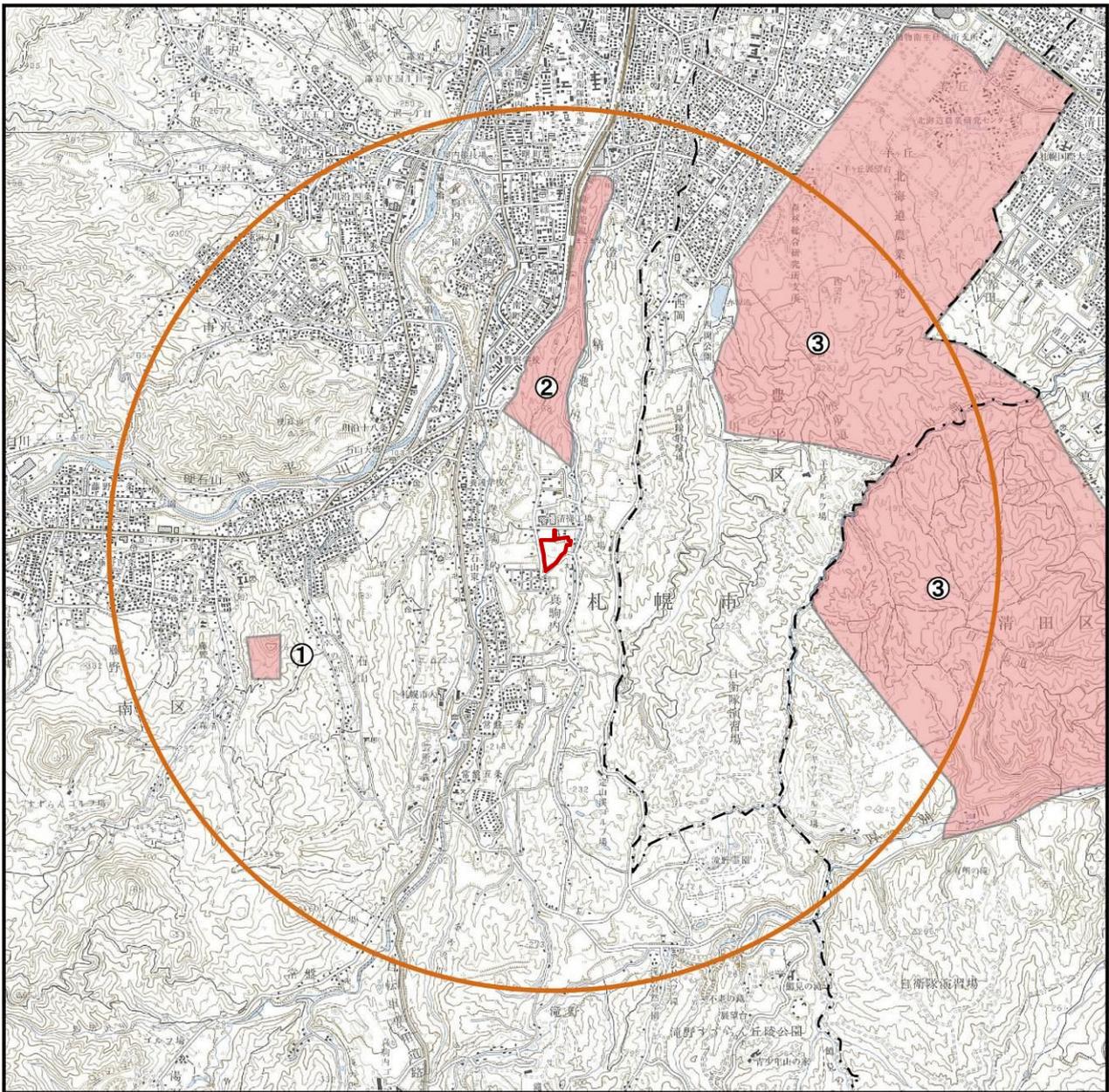
8) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区
事業実施区域及びその周辺には、表 3-3-2-40 及び図 3-3-2-8 に示す箇所に、鳥獣保護区が存在する。

表 3-3-2-40 事業実施区域及びその周辺における鳥獣保護区

図中 番号	名称	指定	面積 (ha)	指定区分	存続期間
①	藤の沢鳥獣保護区	道	7	身近な鳥獣生息地	平成21年10月1日 ～ 平成41年9月30日
②	真駒内緑ヶ丘鳥獣保護区	道	144	身近な鳥獣生息地	平成22年10月1日 ～ 平成42年9月30日
③	羊ヶ丘白旗山鳥獣保護区	道	2,337	森林鳥獣生息地	平成18年3月1日 ～ 平成37年9月30日

注：図中番号は、図3-3-2-8に対応している。

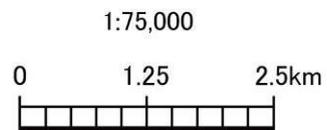
出典：札幌市環境局環境都市推進部「平成29年度 札幌市環境白書」（平成29年12月）
北海道環境生活部「平成29年度 鳥獣保護区等位置図」（平成29年9月）



凡 例	
	事業実施区域
	影響範囲（猛禽類及び生態系）
	区 界
	鳥獣保護区位置（北海道指定）
①	藤の沢鳥獣保護地区
②	真駒内緑ヶ丘鳥獣保護区
③	羊ヶ丘白旗山鳥獣保護区

図 3-3-2-8 鳥獣保護区位置図

注：この地図は、国土地理院発行の5万分の1地形図（石山）を使用したものである



出典：北海道環境生活部「平成29年度 鳥獣保護区等位置図」（平成29年9月）

9) 北海道生物の多様性の保全に関する条例に基づく生息地等保護区

事業実施区域及びその周辺には、北海道生物多様性の保全に関する条例に基づき指定された生息地等保護区はない。

10) その他関係法令に基づく区域等の指定状況

① 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に記載された自然遺産の区域

事業実施区域及びその周辺には、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域はない。

② 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域

事業実施区域及びその周辺には、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域はない。

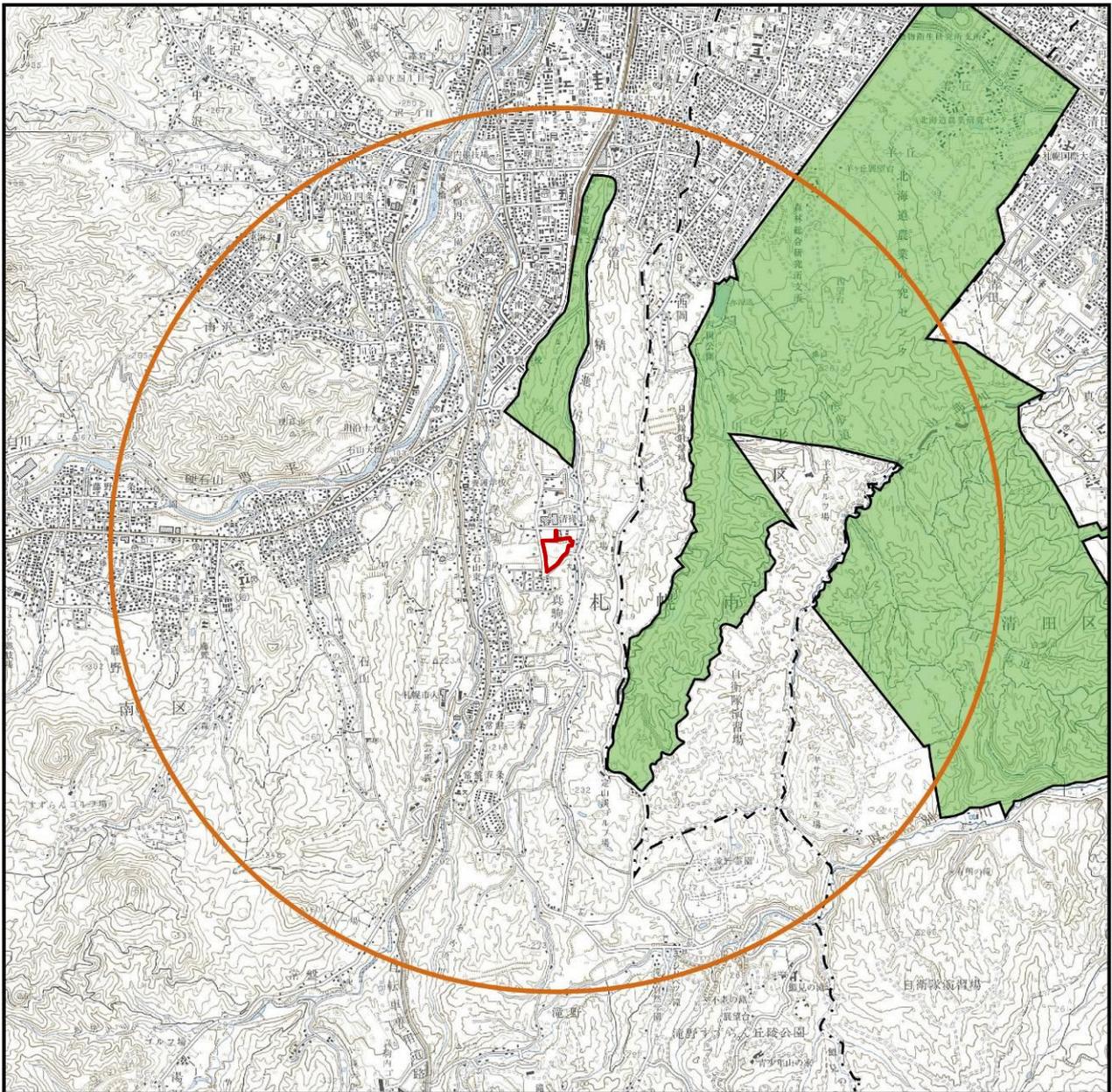
③ 北海道自然環境保全指針に基づき選定された地域

事業実施区域及びその周辺には、表 3-3-2-41 及び図 3-3-2-9 に示す箇所に、北海道自然環境保全指針に基づくすぐれた自然地域が存在する。

表 3-3-2-41 事業実施区域及びその周辺におけるすぐれた自然地域

名称	すぐれた自然の要素	主要な位置	場所
西岡周辺 (4 地区合わせた 総称)	天然林 森林性鳥類繁殖地	西岡水源地 精進川流域	真駒内緑ヶ丘鳥獣保護区 羊ヶ丘白旗山鳥獣保護区(一部) 西岡環境緑地保護地区 白旗山環境緑地保護地区

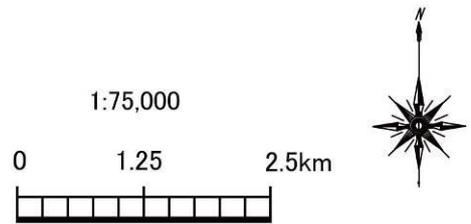
出典：北海道保健環境部「北海道自然環境保全指針」(平成元年7月)



凡 例	
	事業実施区域
	影響範囲（猛禽類及び生態系）
	区 界
	すぐれた自然地域（西岡周辺）

図 3-3-2-9
すぐれた自然地域位置図

注：この地図は、国土地理院発行の5万分の1地形図（札幌、石山）を縮小して使用したものである



出典：札幌市環境局みどりの推進部「札幌市公園緑地図」（平成23年4月）

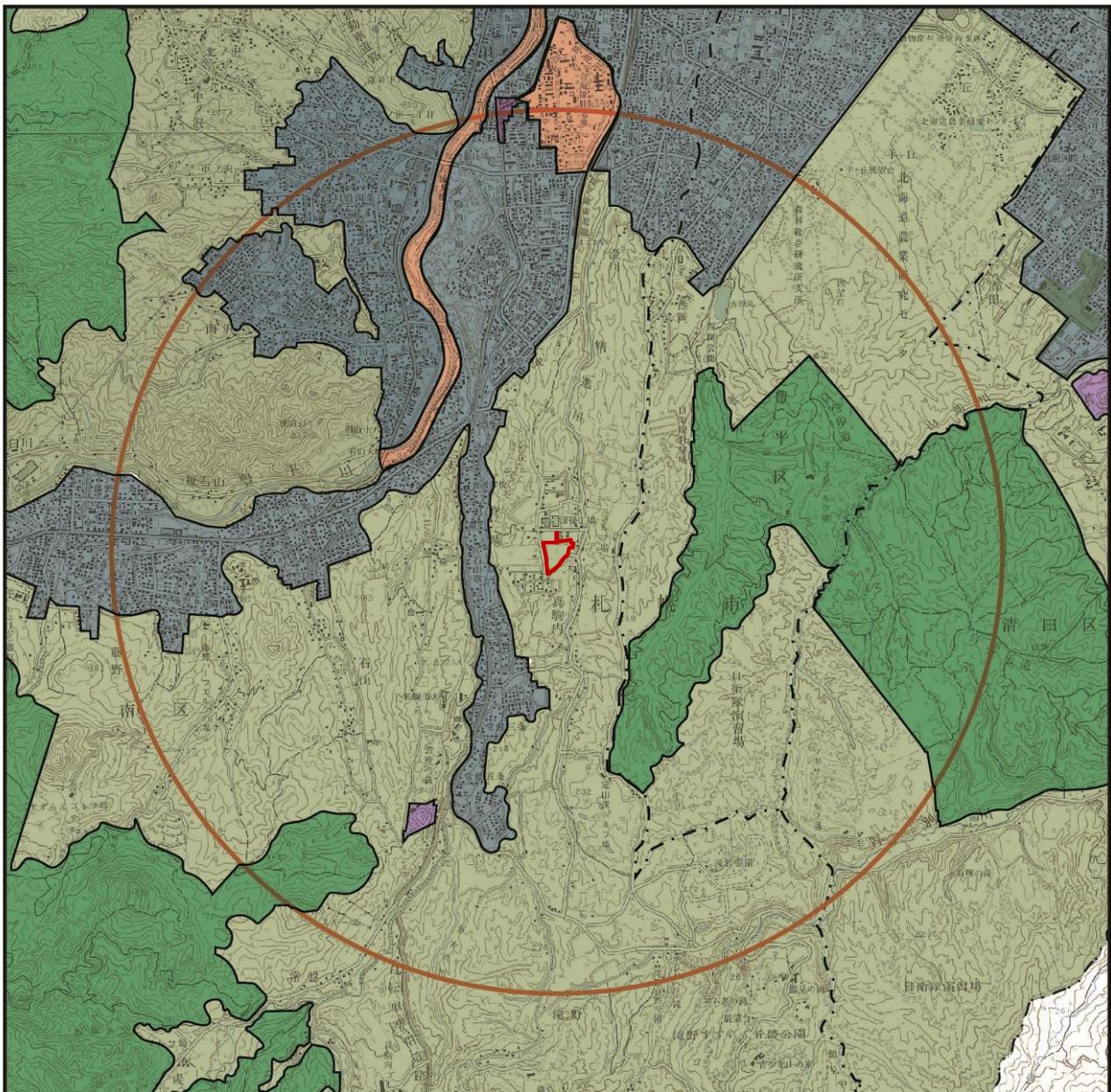
④ 札幌市緑の保全と創出に関する条例に基づく市民の森、緑化推進地区、保存樹等事業実施区域及びその周辺には、札幌市緑の保全と創出に関する条例に基づく「緑保全創出地域の山地丘陵地のみどり（里山）」が、表 3-3-2-42 及び図 3-3-2-10 のとおり指定されている。

また、同条例に基づく市民の森、自然歩道、緑化推進地区又は保存樹等は、事業実施区域及びその周辺には存在しない。

表 3-3-2-42 事業実施区域及びその周辺における緑保全創出地域

種類	位置づけ
山地丘陵地のみどり (里山)	市街地の周辺にあって、みどりが比較的豊かであり、みどりを保全・創出しながら、市街地の周辺にふさわしい土地の活用を図る山地丘陵地で、市街化調整地域に位置する。

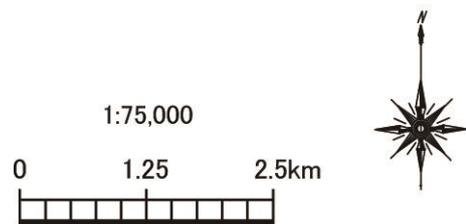
出典：札幌市環境局みどりの推進部「札幌しみどりの基本計画」（平成23年3月）



凡 例	
	事業実施区域
	影響範囲（猛禽類及び生態系）
	区 界
	市 町 村 界
	山 岳 地 域
	里 山 地 域
	里 地 域
	居 住 系 市 街 地
	業 務 系 市 街 地

図 3-3-2-10 緑保全創出地域位置図

注：この地図は、国土地理院発行の5万分の1地形図（札幌、石山）を縮小して使用したものである



出典：札幌市「札幌市地域制緑地図」（平成15年4月）

⑤ 都市環境緑地取得整備事業に基づく都市環境林

事業実施区域及びその周辺には、表 3-3-2-43 及び図 3-3-2-11 に示す箇所に、都市環境緑地取得整備事業に基づく都市環境林が存在する。

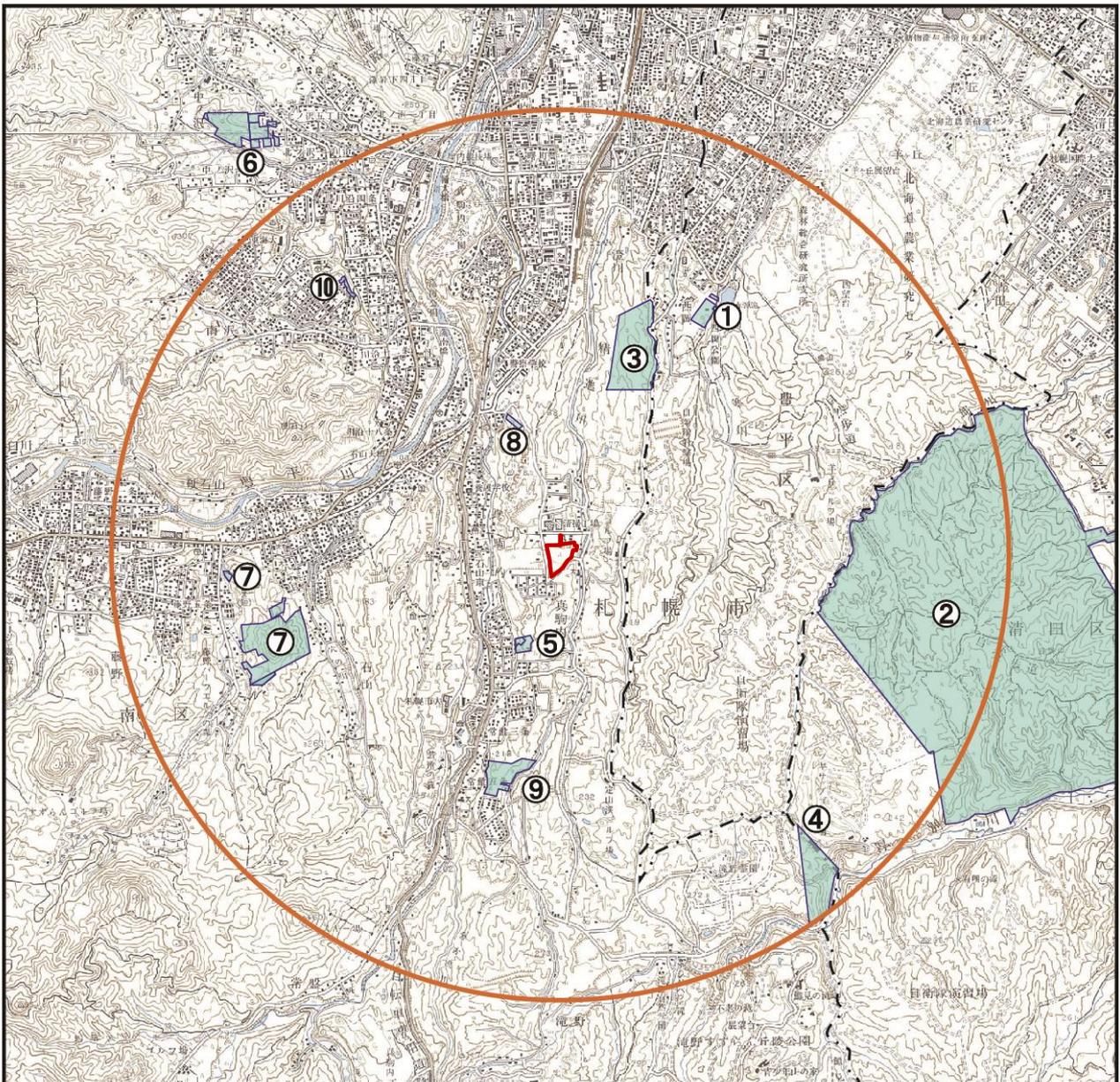
都市環境林は、都市近郊林の保全・活用を目的として、主に市街化調整区域の民有林を公有化した樹林地である。

表 3-3-2-43 事業実施区域及びその周辺における都市環境林

図中 番号	名称	位置	面積(ha)	備考
①	西岡	札幌市豊平区 西岡544-7他	5.14	(活動団体) 西岡の自然を語る会 自然遊びの会遊木森森
②	白旗山 (旧市有林含)	札幌市清田区 有明302-9他	10,630.02	(活動団体) 藻岩山きのご観察会 平岡楡の会 コンベンション札幌ネットワーク 北海道グリーン購入ネットワーク 札幌ふれあいの森友の会 北海道ユースホステル協会 (株)サンコー
③	澄川	札幌市南区 澄川462-2他	65.14	(活動団体) 北海道森林ボランティア協会 真駒内芸術の森緑の回廊基金
④	滝野よしだ	札幌市南区 滝野2-1他	29.59	
⑤	常盤第一	札幌市南区 真駒内248、249	2.98	(活動団体) ときわ里山倶楽部
⑥	中ノ沢第一	札幌市南区 北ノ沢1759-43他	30.98	
⑦	藤野野鳥の森	札幌市南区 藤野400-2他	40.15	(活動団体) 森林遊びサポートセンター
⑧	真駒内第一	札幌市南区 真駒内621-1他	0.99	(活動団体) 真駒内芸術の森緑の回廊基金
⑨	真駒内第二	札幌市南区 真駒内283-1他	12.27	(活動団体) カッコウの里を語る会 南区の緑を守る会 真駒内芸術の森緑の回廊基金
⑩	南沢第一	札幌市南区 南沢1条2丁目 1824-82他	1.09	

注：図中番号は、図3-3-2-11に対応している。

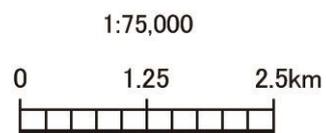
出典：札幌市環境局みどりの推進部「札幌市の公園・緑地 平成28年度」(平成29年6月)
札幌市環境局みどりの推進部「都市環境林」



凡 例	
	事業実施区域
	影響範囲
	区界
	都市環境林位置
①	西岡
②	白旗山(旧市有林含)
③	澄川
④	滝野よしだ
⑤	常盤第一
⑥	中ノ沢第一
⑦	藤野野鳥の森
⑧	真駒内第一
⑨	真駒内第二
⑩	南沢第一

図 3-3-2-11 都市環境林位置図

注：この地図は、国土地理院発行の5万分の1地形図（札幌、石山）を縮小して使用したものである



出典：札幌市環境局みどりの推進部「札幌市公園緑地図」（平成23年4月）

⑥ その他

ア 地域のみどり

事業実施区域及びその周辺には、表 3-3-2-44 及び図 3-3-2-12 に示す箇所に、地域のみどりが存在する。

地域のみどりは、市民、活動団体、企業、大学など専門機関、行政の協働による地域の特徴を活かしたみどりを守り・育てる具体的な取り組みの例のことである。

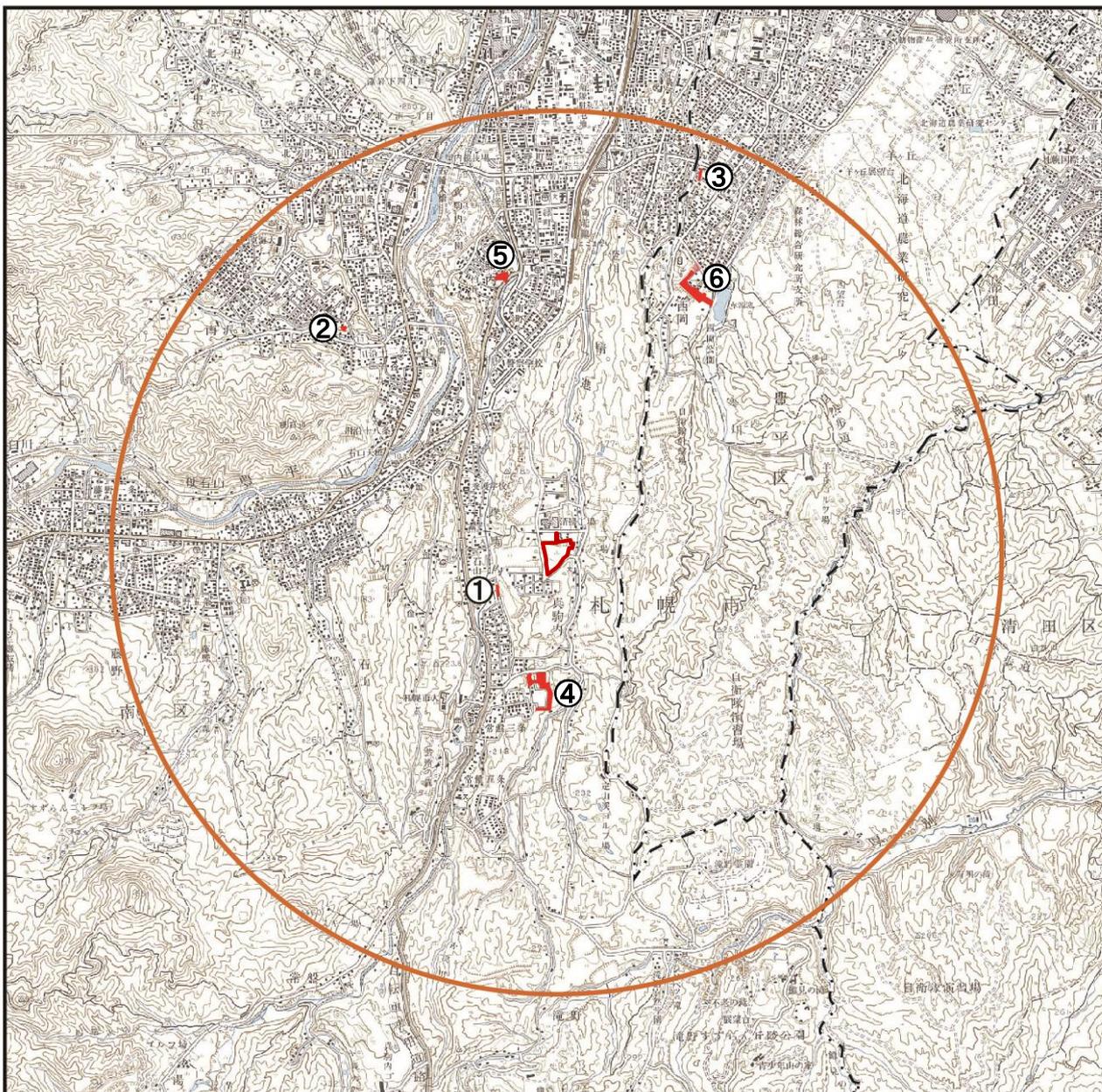
表 3-3-2-44 事業実施区域及びその周辺における地域のみどり

図中番号	名称	面積 (m ²)
①	常盤1条1丁目4-7地区	743.39
②	南沢1条1丁目1824-92地区	1,710.14
③	西岡2条12丁目388-36地区	497.98
④	真駒内199-1地区	26,005.91
⑤	真駒内柏丘4丁目461-1地区	7,047.41
⑥	西岡508-1地区	36,119.87

注：図中番号は、図3-3-2-12に対応している。

出典：札幌市環境局みどりの推進部

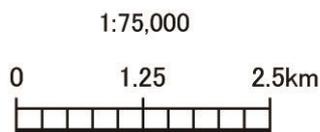
「札幌市の公園・緑地 平成28年度」(平成29年6月)



凡 例	
	事業実施区域
	影響範囲（猛禽類及び生態系）
	区 界
	地域のみどり地区
①	常盤1条1丁目4-7地区
②	南沢1条1丁目1824-92地区
③	西岡2条12丁目388-36地区
④	真駒内199-1地区
⑤	真駒内柏丘4丁目461-1地区
⑥	西岡508-1地区

図 3-3-2-12 地域のみどり位置図

注：この地図は、国土地理院発行の5万分の1地形図（札幌、石山）を縮小して使用したものである



出典：札幌市環境局みどりの推進部「札幌市公園緑地図」（平成23年4月）

11) 駒岡の歴史

① 開拓の歴史

駒岡地区の沿革を表 3-3-2-45 に示す。

駒岡地区の開拓は、戦後（太平洋戦争終戦後）から進められた。米軍接収地となっていた元真駒内種畜場の解放許可を得て、昭和 22 年（1947 年）に東京からの疎開者や満州からの引揚者からなる真駒内第 1 開拓団（32 戸）が駒岡に入植した。入植者は、精進川のほとりに拠点を構え、自給自足により開墾を行った。

昭和 24 年には、真駒内の「駒」と西岡の「岡」の 2 文字をとって「駒岡」に地名を改称した。当時、駒岡地区は豊平町の一部であったが、昭和 36 年（1961 年）の豊平町と札幌市との合併に伴い、札幌市南区真駒内（番地）となった。

また、昭和 24 年（1949 年）から駒岡小学校の開校、自家水力発電所を建設するなどの開拓事業が行われ、昭和 39 年（1964 年）には真駒内駒岡団地が造成された。電気や上下水道の整備、地区計画を経て現在に至っている。

なお、現駒岡清掃工場の 1 階ロビーには、写真 3-3-2-1 に示す駒岡小学校の生徒が描いた「この地域の過去・現在・未来」という題の壁画が飾られている。



写真 3-3-2-1 駒岡清掃工場壁画

表 3-3-2-45 駒岡地区の沿革

年号	駒岡地区	真駒内駒岡団地
昭和22年	1947年	入植開始
昭和24年	1949年	地名を「駒岡」に改称
		現在の自衛隊演習地のある場所に駒岡小学校が開拓モデル校として開校
		自家水力発電所を建設
昭和29年	1954年	駒岡小学校を現在の精進川のほとりに移転
昭和34年	1959年	北海道電力による送電開始
昭和36年	1961年	豊平町が札幌市に合併 駒岡は、札幌市南区となる
昭和39年	1964年	造成開始
昭和40年	1965年	17世帯が入居開始 北海道電力による送電開始
昭和42年	1967年	駒岡団地町内会の前身である駒岡団地自治会が発足
昭和44年	1969年	駒岡団地再造成開始
昭和46年	1971年	駒岡会館(のちの駒岡地区開拓記念会館)を新築
		真駒内駒岡町内会発足
昭和47年	1972年	駒岡団地自治会を駒岡団地町内会に改称
昭和52年	1977年	駒岡小学校が特認校に決定
昭和60年	1985年	駒岡清掃工場操業開始
昭和61年	1986年	札幌市保養センター駒岡オープン
昭和62年	1987年	駒岡地区会館新築落成
昭和63年	1988年	札幌市上水道が給水
平成10年	1998年	駒岡資源選別センター操業開始 都市計画真駒内駒岡団地地区計画の決定 下水道工事完了

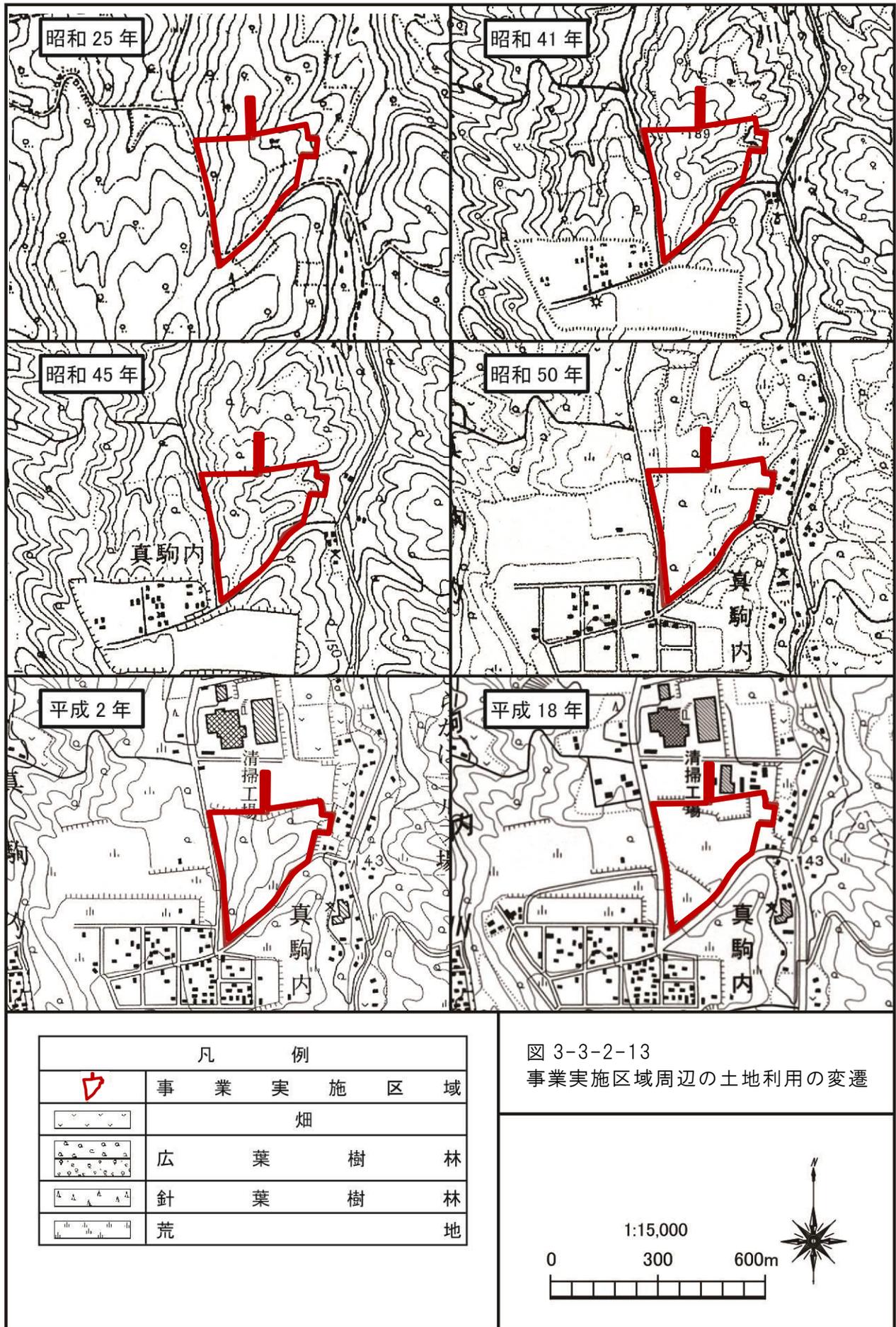
出典：札幌市立駒岡小学校

「駒岡の大地 森のしずく 札幌市立駒岡小学校開校50周年記念誌」(1999年)
札幌市南区役所「南区のあゆみ」(昭和57年4月)
駒岡団地町内会「駒岡団地 世紀を越えて」(平成14年3月)
唐木田真「三反百姓小倅の足跡」(昭和51年9月)

② 土地利用の変遷

事業実施区域及びその周辺の土地利用の変遷については、「2.5万分の1地形図(石山)」(国土地理院)をもとに、以下に記載する。

- ・駒岡地区の開拓は昭和22年から始まった。
- ・駒岡開拓後の昭和25年、昭和41年、昭和45年、昭和50年、平成2年、平成18年の地形図の変遷は図3-3-2-13のとおりで、平成2年から平成18年の間に事業実施区域及び西側の広葉樹林が荒地となっている。
- ・昭和41年から真駒内駒岡団地が造成され、人家が立地してきた。



出典：国土地理院「2.5万分の1地形図(石山)」

(5) 資源等の保護・保存に関する法令に基づく区域又は地域の指定状況

1) 文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物、重要文化的景観及び伝統的建造物群保存地区

① 史跡名勝天然記念物

事業実施区域の周辺には、文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物は存在していない。

② 重要文化的景観及び伝統的建造物群保存地区

事業実施区域の周辺には、文化財保護法に基づく重要文化的景観及び伝統的建造物群保存地区はない。

③ 埋蔵文化財

事業実施区域の周辺には、表 3-3-2-46 及び図 3-3-2-14 に示す駒岡小学校の南側に埋蔵文化財包蔵地が 1 箇所存在する。

表 3-3-2-46 事業実施区域の周辺における埋蔵文化財

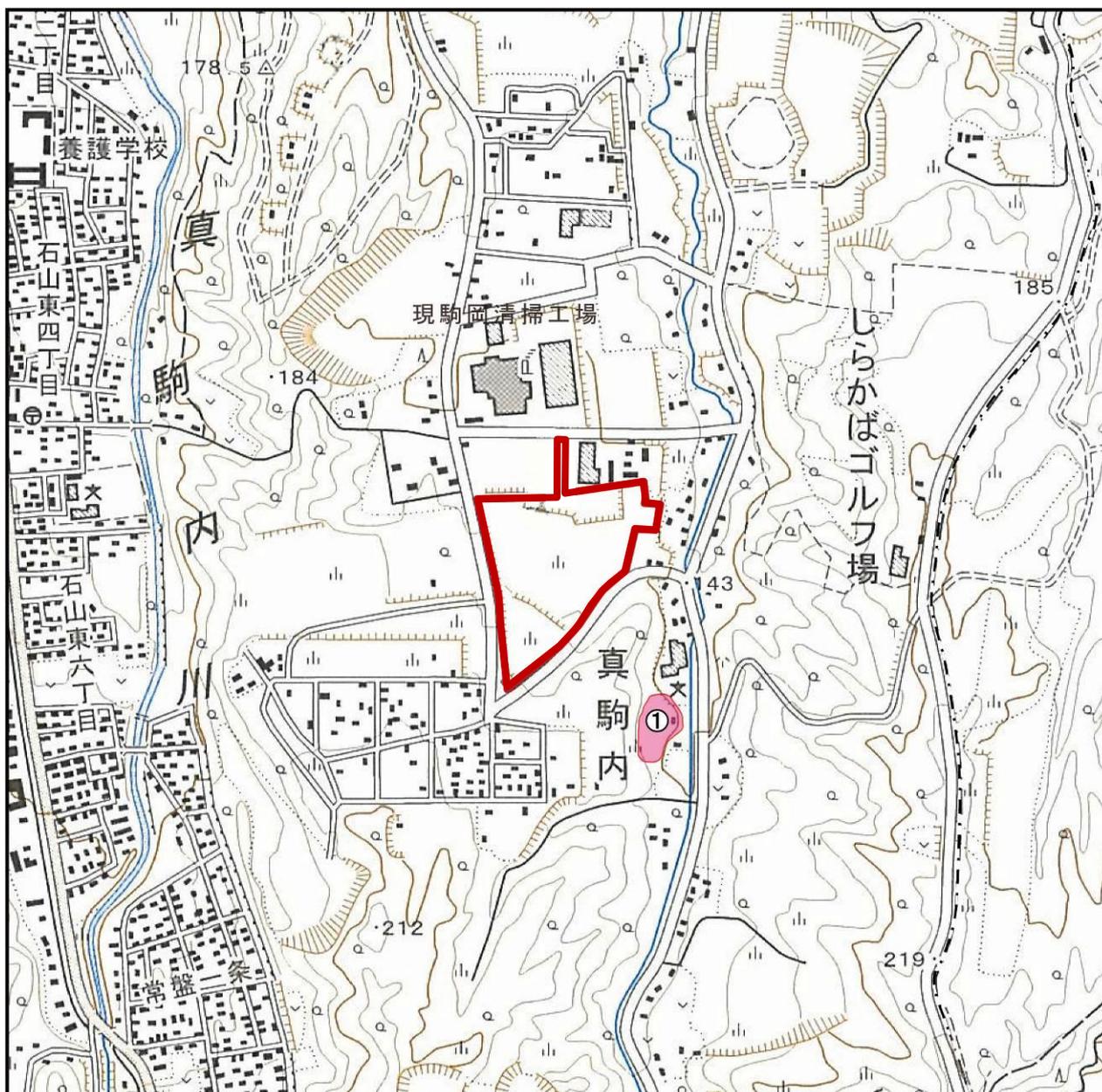
図中番号	遺跡の名称	遺跡の時代	遺跡の種別	所在地
①	M79遺跡	縄文・擦文	遺物包含地	札幌市南区真駒内

注：図中番号は、図3-3-2-14に対応している。

出典：札幌市埋蔵文化財センター「札幌市埋蔵文化財包蔵地分布図」（平成29年4月）

2) 都市計画法に基づく風致地区

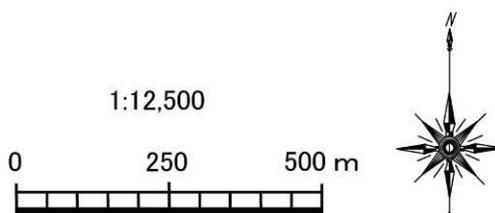
事業実施区域の周辺に、都市計画法に基づく風致地区はない。



凡 例	
	事業実施区域
	区 界
	周知の埋蔵文化財包蔵地
①	M 7 9 遺 跡

図 3-3-2-14
埋蔵文化財包蔵地位置図

注：この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図（石山）を拡大して使用したものである



出典：札幌市埋蔵文化財センター「札幌市埋蔵文化財包蔵地分布図」（平成29年4月）

(6) 一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域

1) 砂防法に基づく砂防指定地

事業実施区域の周辺には、砂防法に基づく砂防指定地はない。

2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

事業実施区域の周辺には、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域はない。

3) 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

事業実施区域の周辺には、地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域はない。

4) その他関係法令に基づく区域等の指定状況

① 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域

事業実施区域の周辺における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域の指定状況を表 3-3-2-47 及び図 3-3-2-15 に示す。

土砂災害特別警戒区域 7 箇所、土砂災害警戒区域 1 箇所が指定されている。

表 3-3-2-47 事業実施区域の周辺における

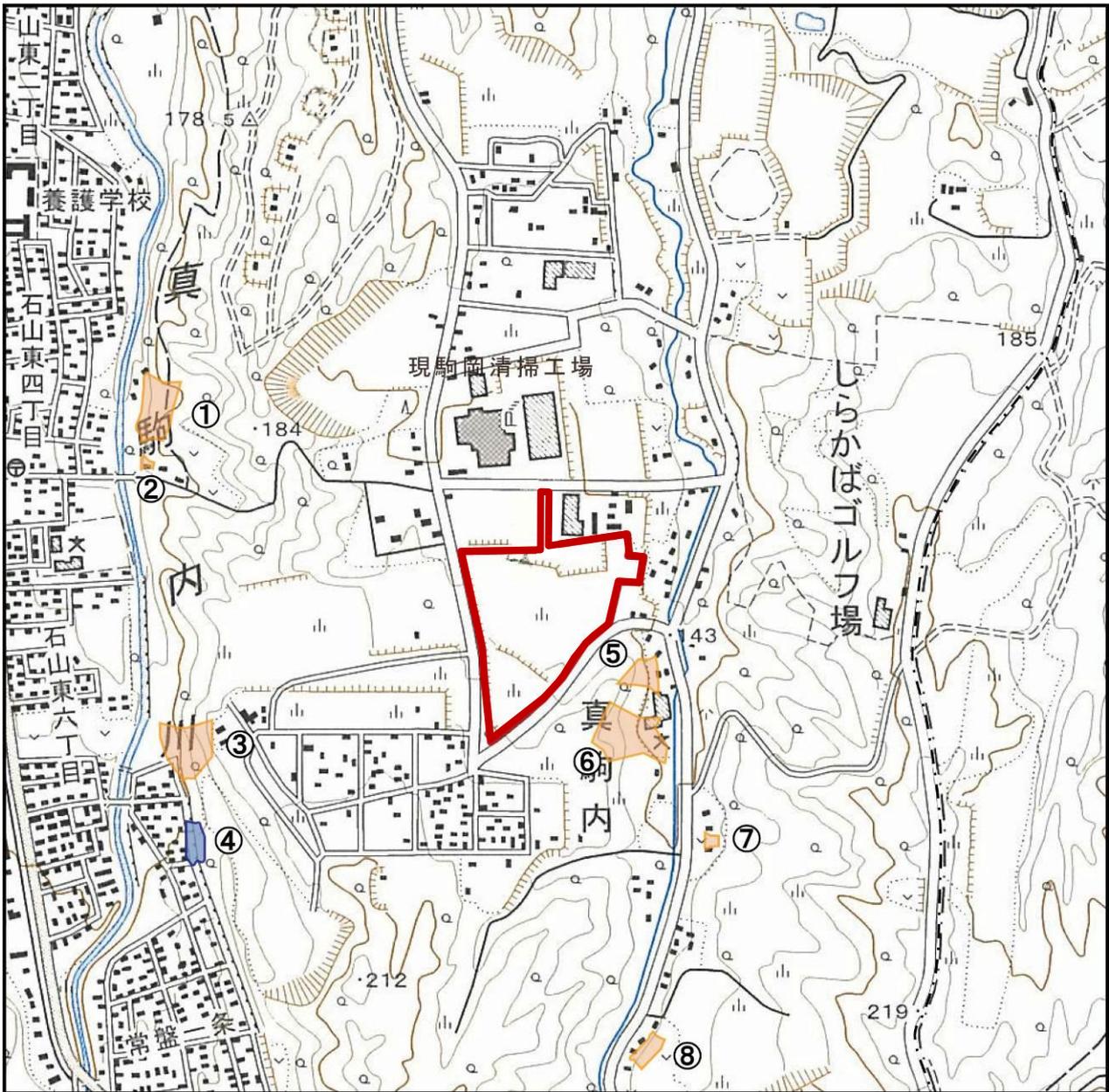
土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域

図中番号	区域の名称	区域番号	種別	現象名
①	札幌真駒内 5	II-0-153-153	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊
②	札幌真駒内 6	II-0-154-154	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊
③	札幌真駒内 7	II-0-155-155	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊
④	札幌真駒内 8	II-0-565-2346	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊
⑤	札幌真駒内 9	II-0-156-156	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊
⑥	札幌真駒内 10	I-0-232-232	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊
⑦	札幌真駒内 11	II-0-157-157	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊
⑧	札幌真駒内 12	II-0-158-158	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊

注：図中番号は、図 3-3-2-15 に対応している。

出典：北海道建設部

「北海道土砂災害警戒システム 土砂災害警戒区域等指定状況」（平成29年12月）



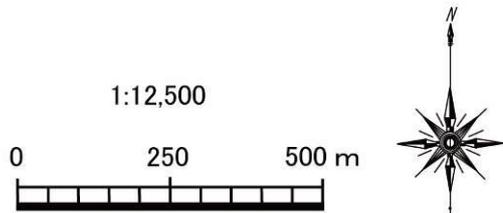
凡 例			
		事業実施区域	
- - - -		区 界	
		土砂災害特別警戒区域	
		土砂災害警戒区域	
①	札幌真駒内 5	⑤	札幌真駒内 9
②	札幌真駒内 6	⑥	札幌真駒内 10
③	札幌真駒内 7	⑦	札幌真駒内 11
④	札幌真駒内 8	⑧	札幌真駒内 12

図 3-3-2-15
土砂災害警戒区域等位置図

注：この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図（石山）を拡大して使用したものである

1:12,500

0 250 500 m



出典：北海道建設部「北海道土砂災害警戒システム 土砂災害警戒区域等指定状況」（平成29年12月）

② 札幌市地域防災計画【土砂災害対策】に基づく土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所

事業実施区域の周辺における「札幌市地域防災計画【土砂災害対策】」に基づく土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所の指定状況を表 3-3-2-48 及び図 3-3-2-16 に示す。

土石流危険渓流 1 箇所、急傾斜地崩壊危険箇所 4 箇所が指定されている。

なお、表中の札幌真駒内 7～12 については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域」に指定されたため、前掲の図 3-3-2-15 に記載した。

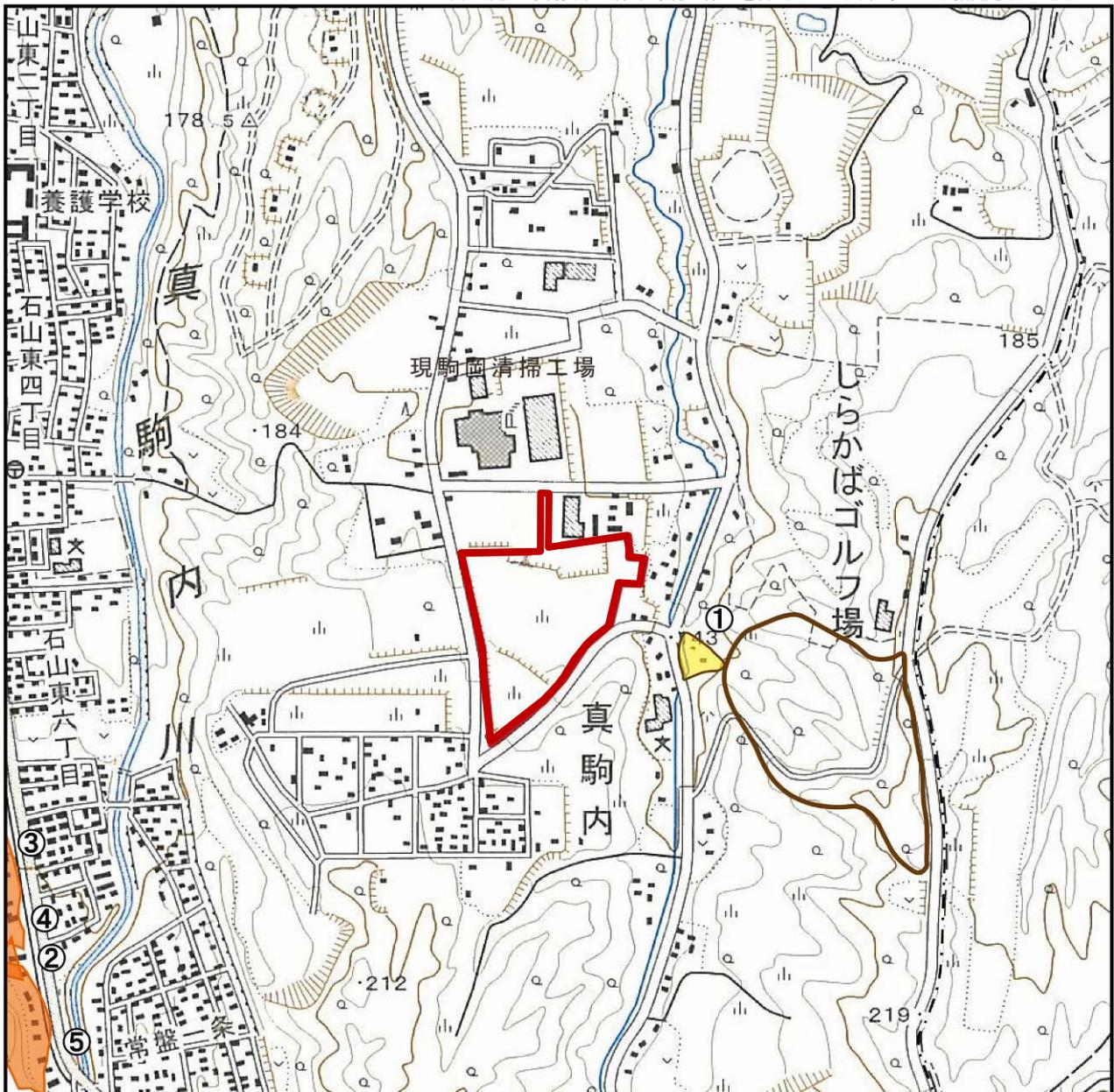
表 3-3-2-48 事業実施区域の周辺における土石流危険渓流
及び急傾斜地崩壊危険箇所

図中番号	渓流名又は区域の名称	渓流番号 区域番号	種別
①	精進川 4 の沢川	Ⅱ 01-160	土石流危険渓流
②	札幌石山東 7 丁目	I -0-H17-010	急傾斜地崩壊危険箇所
③	札幌石山 12	I -0-223-223	急傾斜地崩壊危険箇所
④	札幌石山 13	I -0-224-224	急傾斜地崩壊危険箇所
⑤	札幌石山 14	I -0-225-225	急傾斜地崩壊危険箇所
※	札幌真駒内 7	Ⅱ -0-155-155	土砂災害特別警戒区域
	札幌真駒内 8	Ⅱ -0-565-2346	土砂災害警戒区域
	札幌真駒内 9	Ⅱ -0-156-156	土砂災害特別警戒区域
	札幌真駒内 10	I -0-232-232	土砂災害特別警戒区域
	札幌真駒内 11	Ⅱ -0-157-157	土砂災害特別警戒区域
	札幌真駒内 12	Ⅱ -0-158-158	土砂災害特別警戒区域

注：図中番号は、図 3-3-2-16 に対応している。

※については、平成 26 年 9 月に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域」に指定されたため、前掲の図 3-3-2-15 に記載した。

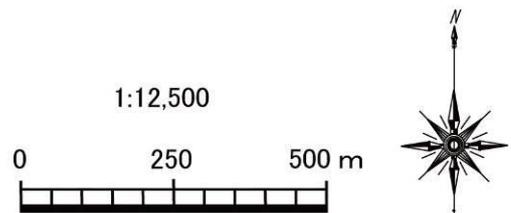
出典：札幌市防災会議「札幌市地域防災計画【土砂災害対策】」（平成28年7月修正）
 札幌市危機管理対策室「南区芸術の森地区町内会連合会
 真駒内駒岡町内会 土砂災害危険箇所図(1/2,2/2)」
 北海道空知総合振興局札幌建設管理部
 「土石流危険渓流一覧及び急傾斜地崩壊危険箇所」



凡 例	
	事業実施区域
	区界
	土石流危険溪流
	急傾斜地崩壊危険箇所
①	精進川4の沢川
②	札幌石山東7丁目
③	札幌石山12
④	札幌石山13
⑤	札幌石山14

図 3-3-2-16
 土石流危険溪流及び
 急傾斜地崩壊危険箇所位置図

注：この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図（石山）を拡大して使用したものである



出典：札幌市危機管理対策室
 「南区芸術の森地区町内会連合会 真駒内駒岡町内会 土砂災害危険箇所図(1/2,2/2)」

(7) 一般環境中の放射性物質の状況に関連して法令等により指定された地域

1) 原子力災害対策特別措置法に基づく避難指示区域

札幌市においては、原子力災害対策特別措置法に基づく避難指示区域はない。

2) その他関係法令に基づく区域等の指定状況

① 放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域

札幌市においては、放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域はない。

なお、札幌市においては、平成23年10月から定期的に大気中の放射線量（空間放射線量率）を測定している。

南区役所の平成27年度における測定結果は表3-3-2-49のとおりで、北海道立衛生研究所が測定した平常値（福島第一原子力発電所事故前の3年間（平成19年～平成21年）の値である0.020～0.105 μ sV/h）のレベル内である。

表 3-3-2-49 南区役所における大気中の放射線量測定結果

年度	測定日	南区役所
		大気中の放射線量(μ sV/h)
平成27年度	平成27年4月14日	0.062
	平成27年5月12日	0.060
	平成27年6月9日	0.056
	平成27年7月14日	0.056
	平成27年8月11日	0.060
	平成27年9月8日	0.055
	平成27年10月13日	0.057
	平成27年11月10日	0.053
	平成27年12月8日	0.053
	平成28年1月12日	0.053
	平成28年2月9日	0.055
	平成28年3月8日	0.051
	平均	0.056
	最小	0.051
最大	0.062	

出典：福島県避難地域復興局避難地域復興課ホームページ

3-3-3 国及び札幌市の環境保全に関する施策に係る項目

(1) 札幌市環境基本計画

札幌市は、平成7年12月に「札幌市環境基本条例」を制定し、この条例に基づき平成10年7月に「第1次札幌市環境基本計画」を策定している。

この「札幌市環境基本計画」は、環境基本条例の基本理念を実現するための環境保全・創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としており、札幌市の環境政策の基本となるもので、市民・企業・行政がこれらに取組む上での基本的方針を示すものである。

また、「第1次札幌市環境基本計画」の計画期間が平成29年度で終了することから、札幌市におけるこれまでの環境問題に関する社会情勢の変化に対応するとともに、札幌市及び地球規模での環境問題の解決や将来に向けた環境政策のさらなる推進を図るため、平成30年3月、「第2次札幌市環境基本計画」を策定している。

(2) 札幌市温暖化対策推進計画

札幌市は、「札幌市環境基本計画」（平成10年7月）に基づく個別計画として、平成13年5月に「札幌市温暖化対策推進計画」を策定し、地球温暖化対策の取組みを進めてきた。

その後、より実効性のある地球温暖化対策を進めるための道筋を探り、その方向性を示すことを主な目的として、平成19年3月に「札幌市温暖化対策推進計画(改定版)」を策定している。

さらに、平成23年10月には、市民、事業者、札幌市の全ての主体が一体となり、率先して地球温暖化対策に取り組むため、「札幌市温暖化対策推進ビジョン」を策定している。

平成27年3月には「札幌市温暖化対策推進ビジョン」に基づき、「札幌市温暖化対策推進計画」の改定版を策定した。

(3) 札幌市水環境計画

札幌市は、良好な水環境を保全・創出するための基本方針と目標を示した「札幌市水環境計画」を平成15年10月に策定し、良好な水環境を市民の共有の財産として将来の世代へ継承するために、市民・事業者・行政の協働による取組みを一体的・総合的に推進している。

なお、この計画は、「札幌市環境基本計画」の目指すべき都市像を具体化するものであり、長期的な観点に立って実現が望まれる水環境保全に係る基本的な方針を示すとともに、目標を達成するための施策を示す実行計画としての意味を有している。

(4) 札幌市一般廃棄物処理基本計画（新スリムシティさっぽろ計画）

札幌市は、平成12年3月に平成26年度までの15年間の計画期間とする「一般廃棄物処理基本計画 さっぽろごみプラン21」を策定している。

この計画に基づき、さまざまな取組みを進めてきたが、更なるごみ減量・リサイクルの推進に向けた施策の充実が求められているなど、計画の見直しが必要となった。

そこで、平成20年3月に、ごみの減量や処理に伴う環境負荷の軽減を目的とし、平成29年度までの10年間の計画期間とする札幌市一般廃棄物処理基本計画「スリムシティさっぽろ計画」を策定した。この計画に基づき、平成21年7月から、家庭ごみの有料化や、新たな分別区分「雑がみ」、「枝・葉・草」の導入を含む「新ごみルール」を開始するなど、さまざまな施策を実施したことにより、ごみ量は大幅に減少し、老朽化していた篠路清掃工場を廃止した。

平成26年3月には、更なるごみ減量・リサイクルを推進する「スリムシティさっぽろ計画（改定版）」を策定した。

平成30年3月には、「新スリムシティさっぽろ計画」を策定し、政令市で最も少ないごみ排出量となることなどを基本目標に掲げている。

また、基本目標の達成に向けた具体的な施策として、「持続可能な収集・処理体制の確立」を掲げ、発生する焼却ごみを効率的に収集運搬・処理していくためには、現行の3工場体制による処理が最も合理的と考えられることから、それぞれの工場における適切な処理能力やエネルギーの有効利用を含めた長期的な清掃工場等の建設・運用計画の検討を進め、現行工場の更新を計画的に行っていくこととしている。

さらに、清掃工場はごみを焼却するほか、エネルギー供給施設としての機能も担う施設であることから、駒岡清掃工場の更新にあたっては、ごみ焼却エネルギーをより効率的に回収するシステムを導入し、廃棄物発電や熱利用を推進するとともに、既存の熱供給ネットワークを生かした効率的・安定的なエネルギー利用の推進を目指し、また、災害時の防災拠点としての機能確保についても検討することとしている。

(5) 生物多様性さっぽろビジョン

平成20年に制定された生物多様性基本法において、地方公共団体の責務として、生物多様性保全に関する施策を策定し実施すること、努力義務として地域戦略を策定することが規定されている。

札幌市は、地域戦略として、平成25年3月に「生物多様性さっぽろビジョン」を策定している。

なお、本ビジョンは第10回生物多様性条約締約国会議で採択された「愛知目標」の目標期間である2050年を目標年次とする長期的指針として策定し、2020年頃を目途に、ビジョンの進捗状況や社会情勢などを勘案して、ビジョンを見直す計画である。

(6) 札幌市まちづくり戦略ビジョン

札幌市を取り巻く社会経済情勢は、人口減少や少子高齢化の急速な進行に伴い大きく変化することが見込まれており、市民の暮らしや地域経済などに様々な影響を与えることが予測されている。

札幌市は、このことにより想定される様々な社会課題や地域課題に挑戦していくために、平成25年6月に「札幌市まちづくり戦略ビジョン〈ビジョン編〉（平成25年度～34年度）」を策定している。

また、平成25年10月には、このビジョンに掲げる目標の実現に向けて、主に行政が優先的・集中的に取り組む戦略を示した「札幌市まちづくり戦略ビジョン〈戦略編〉（平成25年度～34年度）」を策定している。

戦略の重点テーマの1つである「低炭素社会・エネルギー転換」を実現するために、循環型社会の構築を目指しており、廃棄物の減量や廃棄物発電・熱利用などによる高効率なエネルギー回収を総合的に推進することとしている。

3-3-4 その他

(1) 事業実施区域周辺における関連開発計画等

1) 札幌市みどりの基本計画

札幌市は、平成11年6月に「札幌市緑の基本計画」を、また、平成23年3月には改定版である「札幌市みどりの基本計画」を策定した。

この計画は、市域の緑化の総合的な指針となるものとして、計画の柱のひとつに、「街をとりまくみどりの保全・活用とネットワークづくり」を示している。また、「環状グリーンベルト構想の推進」や「地球環境や生物多様性に配慮したみどりの保全と創出」の推進についても計画に位置づけている。

(2) 都市計画法に定める都市施設

ごみ焼却場は、都市計画法第11条に定める都市施設[※]である。

札幌市は、平成25年に、本市の最上位計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」を策定した。この戦略ビジョンにおける都市づくりに関する事項を踏まえつつ、今日的な社会ニーズに対応した都市づくりの取組を推進していくため、平成28年3月に「第2次札幌市都市計画マスタープラン」を策定し、廃棄物処理施設に関して、次の方向性を定めた。

- ・ リユースルートの拡充等による廃棄物の発生・排出抑制や清掃工場から排出される焼却灰のリサイクル等を推進すること。
- ・ 廃棄物処理施設における設備の更新・整備を計画的に実施し、施設の長寿命化に取り組むとともに、社会情勢を踏まえた施設の計画的な更新・整備をしていくこと。
- ・ ごみ焼却時の発電・熱利用や廃棄物の燃料化など、廃棄物をエネルギーとして有効活用する取組を推進すること。

また、国土交通省においては、全国的に共通して緊急性が高い3つの政策課題（A：中心市街地の機能回復、B：産業構造の変化への対応、C：環境負荷の小さな都市の構築）に対する「政策課題対応型都市計画運用指針」を策定しており、ごみ焼却場を含む廃棄物処理施設については、「C：環境負荷の小さな都市の構築」の中に示している。

その中で、都市活動に伴い発生する廃棄物については、発生の抑制に努め、極力域外に移動させずに発生源に近い場所で処理すること、また、廃棄物処理施設（リサイクル施設含む）は処理区域の広がり、人口の分布、設置する施設の特性、廃棄物等の輸送の効率性、周辺環境の保全等を総合的に勘案し、なるべく集約して配置することとしている。

新清掃工場は、これらの市の施策や関連計画と整合を図りながら、整備を進める。

※ 都市施設

都市計画に定めることができる都市に必要な施設のことである。